

面白い指宿市を作るプロジェクト
業務委託募集要項

平成30年5月30日
指宿市産業振興部観光課

1 業務の主旨

近年の旅行者ニーズの多様化や旅行スタイルの変化等に対応し、魅力ある観光地づくりを推進するため、地域固有の資源を活用した体験・交流型要素のある着地型旅行商品の構築など地域ブランドの創出に取り組む必要がある。また、全国的に観光需要の取り込み気運が高まっていることから、地域の総合力を向上させ、競争力を有したまちづくりを行う必要がある。

当該業務は、専門的知見とマーケティング戦略を活用しながら、市内の観光関係者、企業、団体等と協働で本市観光の方向性を探り、観光計画の策定やブランディング、地域の稼ぐ力を引き出すために実施するものである。

業務の実施に当たっては、民間事業者の知見を生かし、本業務に対する考え方や提案力、熱意、類似団体等の実績、本業務に望む体制等を踏まえ公正・公平に評価し、本業務に最も適した事業者等を選定するため、標記業務における委託事業者を公募型プロポーザル方式で募集する。

2 業務の概要

(1) 件名

面白い指宿市を作るプロジェクト業務委託

(2) 業務内容

別添「面白い指宿市を作るプロジェクト」業務委託企画提案仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 22 日（金）までとする

(4) 業務場所

指宿市内等

(5) 委託金額上限額

6, 9 8 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 企画提案書一式提出期限時点において、指宿市から指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (7) 応募をしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条及び指宿市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

4 スケジュール

内 容	日 時
公募開始日	平成 30 年 5 月 30 日 (水)
質問の受付期限	平成 30 年 6 月 13 日 (水) 午後 4 時必着
参加表明に関する書類提出期限	平成 30 年 6 月 13 日 (水) 午後 4 時必着
企画提案書一式提出期限	平成 30 年 6 月 27 日 (水) 午後 4 時必着
企画提案審査 (プレゼン)	平成 30 年 7 月初旬
優先交渉権者の決定	平成 30 年 7 月初旬
優先交渉権者との協議	平成 30 年 7 月初旬
契約締結	平成 30 年 7 月初旬
業務完了期限	平成 31 年 3 月 22 日 (金)

5 参加申込書及び企画提案書等提出要領

本プロポーザルへの参加を希望するものは、事前に電話連絡を行い、次に掲げる書類を郵送 (受付期間内必着)、又は持参により提出すること。

(1) 応募書類

- ① 参加表明書 (様式第 1 号) 1 部
- ② 誓約書 (様式第 2 号) 1 部
- ③ 募集要項及び仕様書に関する質問書 (様式第 3 号)
- ④ 会社概要 (様式第 4 号) 各 1 部
- ⑤ 企画提案書一式 (様式下記のとおり) 12 部

	書類	様式
①	類似事業の業務実績書	様式第 5 号
②	業務遂行体制図	様式第 6 号
③	企画提案書	任意
④	見積書	任意

ア) 企画提案書については、仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な具体実施方法等、必要な事項を具体的に記載すること。

イ) 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく提案すること。

ウ) 見積書は、仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算内訳を記載し、消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

⑥その他 (様式不問) 1 部

平成 30・31 年度指宿市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が応募する場合には、以下のア)～エ)の書類を提出すること。

ア) 法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は代表者身分証明書 (写し可)

※3カ月以内に発行された最新のものを提出すること。

イ) 市町村税等に関する納税証明書 (写し可)

※本店等分及び支店等分の双方を提出すること。

※市町村税等とは、市町村税全般 (市民税、固定資産税、軽自動車税等) 東京都の特

別税区にあたっては都税となる。

※「市町村税に滞納がない」旨を記載した証明書が発行できない場合は、直前2年度決算分に係る納税証明書を提出すること。

ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税者のみ。写し可）

※課税事業者は、3カ月以内に発行された最新のものを提出すること。

※法人の場合は、「その3」または「その3の3」、個人の場合は「その3」または「その3の2」。

エ) 法人の場合は、財務諸表の写し、個人の場合は確定申告書の写し

※最新のものを提出すること。

オ) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）

⑦会社設立1年未満の場合で、⑥ア)～エ)を提出できない時は、その旨を記載した理由書を提出すること（様式不問）。

(2) 企画提案書作成上の注意点

① 用紙サイズは、原則A4版（A3は折り込み可）、両面印刷とする。

② 文字の大きさは原則11ポイント以上とすること。

③ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

④ 企画書は下段中央にページ番号をふること。

⑤ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同じページ内に注釈をつけること。

⑥ 企画提案書の表紙には、タイトル（面白い指宿市を作るプロジェクト）、提出年月日、会社名、代表者名を記載すること。

⑦ 見積書には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印することとし、見積書の宛先は、「指宿市長 豊留 悦男」とすること。

⑧提出期限

ア) 参加表明に関する書類・・・平成30年6月13日（水）午後4時必着

5の(1)①, ②, ④を提出すること。また、平成30・31年度指宿市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が応募する場合には、5の(1)⑥を提出すること。

イ) 企画提案書一式・・・平成30年6月27日（水）午後4時必着

⑨ 提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所産業振興部観光課観光誘致係（指宿庁舎1階正面玄関横）

電話：0993-22-2111（内線324）

6 募集要項及び仕様書に対する質問

募集要項及び仕様書に対して質問がある場合は、次の方法により問い合わせること。質問を行える者は、参加表明書提出した者に限るので、質問を行う場合は、必ず事前に電話連絡を行い、参加表明に関する書類を提出すること。

(1) 提出方法

質問書は様式第3号により、メールまたはファクシミリで問い合わせること。なお、参加表明書及び誓約書は前項のとおり提出すること。

(2) 提出期限

平成30年6月13日（水）午後4時必着

(3) 提出先

指宿市役所産業振興部観光課観光誘致係

電話：0993-22-2111（内線324） Fax：0993-23-4987

E-mail：kanko@city.ibusuki.jp

7 参加意志表明後の辞退

参加表明書提出後に、参加の辞退を希望する場合は、事前に電話連絡を行い、辞退届（様式第7号）を郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出期限

平成30年6月26日（火）午後5時必着

(2) 提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所産業振興部観光課観光誘致係（指宿庁舎1階正面玄関横）

電話：0993-22-2111（内線324）

8 選定の方法

(1) 概要

事業者から提出された提案内容について、本市職員及び関係機関による審査委員会を開催し、公正・公平な審査により優先交渉権者及び次点の者を決定する。審査は、提出された企画提案書とプレゼンテーションにおいて行う。また、審査委員会は非公開とし、審査内容及び審査委員に関する情報は一切公表せず、決定した内容についての不服・異議申し立ては一切認めない。

(2) 優先交渉権者の決定

①審査方法

審査は、提出された企画提案書とプレゼンテーションの両方について審査して点数化し、その合計点（以下「評点」という。）を算出する。評点については公開しない。

②審査結果の通知

審査委員会の審査結果について、参加者あてに書面により通知する。なお、審査内容や結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。

(3) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と提出された提案書をもとに具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や優先交渉権者が失格要件に該当した場合には、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

(4) 契約締結

市と優先交渉権者は、提出された提案書をもとに、本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

(5) 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で市は当該提案者を失格とする。なお、審査項目のいずれかの項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、総合点の如何にかかわらず、失格とする場合がある。

- ①提出期限を経過して提出された場合
- ②募集要項に定める事項に違反した場合
- ③提出書類に不備、又は明らかに虚偽の記載があった場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ⑤その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出書類の作成及びプレゼンテーションに係る費用は、事業者負担とする。
- (3) 提出された書類や審査の過程等は一切公表しない。
- (4) その他、本要項に定めのない事項については、事務局及び審査委員会等において協議し、決定するものとする。

10 問い合わせ先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 指宿市役所
産業振興部観光課観光誘致係 担当：加治
電話：0993-22-2111（内線 324） Fax：0993-23-4987
E-mail：kanko@city.ibusuki.jp